

# 第 3 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 2 年 8 月 2 5 日					
開 催 場 所	行 田 市 役 所 2 0 3 会 議 室					
開 議 時 刻	9 時 0 0 分					
閉議時刻	9 時 4 0 分					
会 長	大関守宏		会長代理	島田勇・藤間光治		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	國 島 健 一	出○席 欠席	9	町 田 実	出○席 欠席
	2	島 田 勇	出○席 欠席	10	藤 間 光 治	出○席 欠席
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席	11	中 村 賢 一	出○席 欠席
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席	12	新 井 健 一	出○席 欠席
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席	13	太 田 浩	出○席 欠席
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席			
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席			
8	宮 崎 薫	出○席 欠席				

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪		
	②			⑫		
	③			⑬		
	④			⑭		
	⑤			⑮		
	⑥			⑯	茂木 忠	出○席 欠席
	⑦			⑰	小河原 達矢	出○席 欠席
	⑧			⑱	伊藤 政一	出○席 欠席
	⑨	蓮 豊	出○席 欠席	⑲	山口 裕久	出○席 欠席
	⑩			⑳	松崎 誠	出○席 欠席
関係者				書記	局長	前島 伸行
					次長	広田 敦史
					主任	大淵 大輔

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p>	<p>事務局長 議長</p>	<p>開会宣告（9：00） あいさつ 農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p>
<p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長 議長 事務局次長</p>	<p>議事録署名人の選出についてですが、長谷部委員、石井委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。 『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 はじめに、議案書の訂正がありますのでご連絡いたします。議案書を1枚めくっていただいて、表紙の裏、議案第2号のところですが、「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書に対する審議について」となっておりますが、正しくは「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」となります。議案書1ページの議案第2号のところに記載されている「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」が正しい議案名となりますのでお手数をお掛けしますが訂正をお願いいたします。 大変失礼いたしました。 それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案第1号は、2件となっております。 進行番号1でございますが、渡柳〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、さいたま市〇〇〇〇〇〇丁目〇〇番地 〇〇〇〇〇〇さん外1名が所有する渡柳字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、365㎡ 外1筆、計741㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の1ページ左側の斜線部分をご覧ください。渡柳地内のご覧の農地でございます。 次に進行番号2でございますが、須加〇〇〇番地 〇〇〇〇〇さんが、春日部市〇〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇さんが所有する須加字〇〇〇〇〇番、地目：畑、521㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。県道羽生妻沼線の南に位置する須加地内のご覧の農地でございます。 以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。 以上、説明とさせていただきます。</p>

<p>『議案第2号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長</p>	<p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。推進委員の皆様もご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>ご意見、ご質問が無いようでございますので、議案第1号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	<p>議長</p>	<p>挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第2号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明いたします。</p> <p>議案第2号は、8件となっております。</p> <p>はじめに、進行番号1でございますが、坂戸市〇〇〇番〇-〇〇〇号 〇〇〇さんが、忍〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する持田字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、338㎡ 外1筆、計499㎡について、売買により住宅1棟、75.91㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、坂戸市の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。カインズホーム行田店の北に位置する集落内農地でございます。</p> <p>次に、進行番号2でございますが、若小玉〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇〇〇〇さんが、南河原〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、261㎡ 外1筆、計327㎡について、売買により住宅1棟、62.10㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、将来の生活設計を考え、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。埼玉中学の東に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、農地部分と合わせると、建物敷地の面</p>

積は、377.07㎡になる予定でございます。

次に、進行番号3でございますが、加須市〇〇〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、群馬県館林市〇〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇さんが所有する野字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、417㎡について、売買により住宅1棟、126.69㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、加須市の借家で家族と共に生活しておりますが、将来の生活設計を考え、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。国道17号バイパスと県道行田蓮田線に挟まれた野地内の集落内農地でございます。

次に、進行番号4でございますが、深谷市〇〇〇〇〇〇番地〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、渡柳〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する渡柳字〇〇〇〇番〇、地目：畑、35㎡ 外2筆、計393㎡について、売買により住宅1棟、85.29㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、深谷市の借家で家族と共に生活しておりますが、何かと手狭で非常に不便を感じていたことから将来のことを考え、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線より北に位置する渡柳地内の集落に接する農地でございます。

次に、進行番号5でございますが、下忍〇〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇〇さん外1名が、鴻巣市〇〇〇丁目〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する下忍字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、172㎡ 外1筆、及び下忍〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する下忍字〇〇〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、136㎡、3筆合計339㎡について、売買により住宅1棟、57.00㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。県道行田東松山線の東に位置する下忍地内の集落に接する農地でございます。

次に、進行番号6でございますが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇

○さんが所有する埼玉字○○○○○○○○番○、地目：畑、302㎡について、使用貸借により住宅1棟、73.42㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、申請地で家族と共に暮らしておりますが、現在の住宅は老朽化が進み、また、手狭であったことから住宅の建て替えを計画したところ、敷地の一部が農地であることが判明しました。申請地は、昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。二子山古墳の東に位置する集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、農地部分と合わせると、建物敷地の面積は、455.19㎡になる予定でございます。

次に、進行番号7でございますが、群馬県邑楽郡板倉町○○○○○○番地 ○○株式会社 代表取締役 ○○○さんが、千葉県佐倉市○○○○○○番地○○○ ○○○○さん外1名が所有する渡柳字○○○○○○番1、地目：畑、1,095㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、群馬県内で主に自然エネルギー発電事業を営んでおりますが、本社近県で事業用地を探索したところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。

事業計画では、太陽光パネルを計380枚設置し、その他発電設備等を整備するものです。年間発電量は、12万8,280kwhで、設備の周囲を高さ1.5mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧下さい。埼玉古墳群の中の山古墳の南に位置する集落内農地でございます。

次に、進行番号8でございますが、須加○○○○番地 ○○建設株式会社 代表取締役 ○○○○さんが、堤根○○○○番地○ ○○○○さんが所有する堤根字○○○○○○○○番○、地目：畑、123㎡ 外1筆の一部、計294㎡について、賃貸借により工事用作業ヤードにするための敷地として一時転用するため、申請があったものでございます。

申請人は須加地内で建設業等を営んでおりますが、市発注工事の堀切橋・長寿命化事業による橋梁修繕工事を受注し、その作業ヤードとする場所が必要となったことから、申請地を一時借り受けて利用しようとするものでございます。利用期間は4ヶ月間となっており、工事期間中の一時的な使用であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

<p>『議案第 3 号』 農用地利用集積計画 について</p>	<p>藤間委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長 事務局次長</p>	<p>場所につきましては位置図の 9 ページをご覧ください。新忍川に架かる堀切橋近くの農地でございます。</p> <p>以上で議案第 2 号の説明を終わりますが、去る 8 月 20 日、現地調査をしていただいておりますので、藤間委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る 8 月 20 日、私と中村委員並びに事務局職員 2 名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第 2 号についての説明並びに藤間委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第 2 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 2 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 3 号』農用地利用集積計画について、を議題といたします。</p> <p>なお、この案件は、農業委員自らが関係する案件でございます。「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により議事参与の制限が適用されますので、新井委員には一時退席をお願いいたします。</p> <p>(新井委員一時退席)</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 3 号「農用地利用集積計画について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の 2 ページをお願いいたします。</p> <p>本計画は、農業経営基盤強化促進法により、市が農業委員会の決定を経て、定めなければならないとされておりますことから、市農政課より、当委員会の意見を求められているものでございます。</p> <p>今回の利用権設定は農地中間管理事業に基づくものであり、11 月 15 日を開始日とするものでございます。件数が多いため、個々の案件については、後で御確認いただき、お手元に配布してあります別紙 議案第 3 号「農用地利用集積計画について」によりご説明させていただきます。</p> <p>(1) 利用権設定(経営受委託、移転及び転貸を除く)関係についてですが、最後のページ、16 ページの「農用地利用集積計画集計表」によりご説明いたします。それでは 16 ページをご覧ください。</p> <p>まず、申し出のあった総件数は、16 ページの一番右下、93 件、面積の合計は、28 万 8,127 m<sup>2</sup>とな</p>
---	---	---

<p>『議案第4号』 農用地利用配分計画 (案)について</p>	<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>っております。</p> <p>次に、設定期間ごとにご説明いたします。1番上の表の期間設定が1年から4年の短期設定及び2番目の表の5年から8年までの中期設定につきましては、賃貸借権、使用貸借権いずれもございません。0でございます。3番目の表の9年以上の長期設定につきましては、賃貸借権が、新規87件、面積27万3,726㎡、再設定0件、計87件、27万3,726㎡でございます。使用貸借権につきましては、新規6件、面積1万4,401㎡、再設定0件、計6件、1万4,401㎡でございます。4番目の表の合計として、新規93件、面積28万8,127㎡、再設定は0件でございます。</p> <p>以上で、議案第3号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第3号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。</p> <p>新井委員の入室を求めます。</p> <p>(新井委員入室)</p> <p>新井委員に申し上げます。議案第3号は原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、『議案第4号』農用地利用配分計画(案)について、を議題といたします。</p> <p>なお、この案件は、農業委員自らが関係する案件でございます。「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限が適用されますので、新井委員には一時退席をお願いいたします。</p> <p>(新井委員一時退席)</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第4号 農用地利用配分計画(案)についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号でご審議いただきました農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画により、農地中間管理機構が借り受けた農地につきまして、今度は、農地中間管理機構から借り受け希望者へ貸し付ける</p>
--	--	--



報告事項		<p>にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、市農政課より農用地利用配分計画案の意見照会があり、当委員会の意見を求められているものでございます。</p> <p>件数が多いため、個々の案件については、後で御確認いただき、お手元に配布してあります別紙、議案第4号「農用地利用配分計画（案）について」によりご説明させていただきます。</p> <p>19ページからの「農用地利用配分計画（案）集計表」をご覧ください。</p> <p>表の番号1～9、鴻巣市〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇株式会社 外16名及び5法人より、農地中間管理機構から農地を借り受けたいとして申し出があったものでございます。</p> <p>続きまして、21ページをご覧ください。借り受け希望者へ貸付を行う総筆数は、21ページの表の一番右下、326筆、面積の合計は、28万8,127㎡となっております。内訳としましては、賃貸借308筆、面積27万3,726㎡、使用貸借18筆、面積1万4,401㎡でございます。いずれも新規設定であり、設定期間は、すべて10年となっております。</p> <p>以上で、議案第4号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第4号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>（なし）</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第4号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>挙手全員と認めます。よって、議案第4号は承認することといたします。</p> <p>新井委員の入室を求めます。</p> <p>（新井委員入室）</p> <p>新井委員に申し上げます。議案第4号は原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>議案書3ページをお願いいたします。（1）につきましては市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。</p> <p>（1）「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、</p>
	議長	
	議長	
	議長	
	主任	

<p>6 その他</p>	<p>議長</p>	<p>4件の届出があり、転用目的は、住宅敷地でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので受理をしたものでございます。</p> <p>(2)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。63件の届出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。委員の皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>7 閉会</p>	<p>事務局長 主任</p> <p>農政課主任 事務局長</p>	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用状況調査の実施について</li> <li>・農地利用最適化活動活性化研修会の中止について→後日、テキスト配布、DVD上映を予定</li> <li>・水路の浚渫について</li> </ul> <p>以上をもちまして、第3回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9:40)</p>